

「政治資金監査に関する研修実施要領」の改正について(案)

1 趣 旨

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定に伴い、政治資金規正法第19条の27第1項の政治資金監査に関する研修の実施方法等を定めた「政治資金監査に関する研修実施要領」（平成20年12月10日 政治資金適正化委員会決定）について、所要の改正を行う。

2 改定の概要

研修の内容

改定後の「政治資金監査マニュアル」（平成25年6月改定）に沿って改正

3 施行日

平成25年7月12日

「政治資金監査に関する研修実施要領」の改正（案）新旧対照表

改正前	改正後（案）
1～2（略） 3 研修時間及び内容 研修に要する時間は全体で3時間程度とし、そのうち講義時間は2時間半程度とする。その内容及び時間配分は次のとおりとする。 (1) 以下の資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を1時間程度行う。 ・「政治資金規正法のあらまし」 ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 Ⅰ．政治資金監査の目的 Ⅱ．登録政治資金監査人 Ⅲ．国会議員関係政治団体 (2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。 ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 Ⅳ．政治資金監査指針① 一般監査指針 Ⅴ．政治資金監査指針② 個別監査指針 Ⅵ．政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング Ⅶ．政治資金監査報告書 ・「政治資金監査チェックリスト」 ・「政治資金監査関係法令集」	1～2（略） 3（同左） (1)（同左） (2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。 ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目 Ⅳ．政治資金監査指針① 一般監査指針 Ⅴ．政治資金監査指針② 個別監査指針 Ⅵ．政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング Ⅶ．政治資金監査報告書 Ⅷ．その他の留意事項 ・参考資料 ・「政治資金監査関係法令集」

改正前	改正後（案）
4 ～ 1 0 （略） 附 則 この実施要領は、平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日から施行する。 ただし、平成 2 0 年度に行う研修については、別紙様式 1 の 注意事項に掲げた期日によることなく、別途政治資金適正化 委員会事務局が定める期日により取り扱うことができるもの とする。 附 則 改正後の実施要領は、平成 2 2 年 1 2 月 8 日から施行する。 _____ （別紙様式 1 ） ～ （別紙様式 4 ） （略）	4 ～ 1 0 （略） 附 則（同左） 附 則（同左） <u>附 則</u> <u>改正後の実施要領は、平成 2 5 年 7 月 1 2 日から施行する。</u> （別紙様式 1 ） ～ （別紙様式 4 ） （略）